平成２１年（フ）第４２２号
静岡県浜松市東区和田町747番地の７
債務者　フェヘイラ　マルシーオ　ジョゼ
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月６日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
愛知県豊田市上郷町会下山93番地　県営４―503号
債務者　藤原　和枝
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２３１２号
神奈川県大和市下鶴間2981番地11サニーホームズＡ102号
債務者　中塩　明男
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１１９９号
岡山市東区西大寺川口46番地21、前住所岡山市東区西大寺中野53番地33
債務者　佐野　静子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６号
山口県周南市勝間ヶ丘３丁目２番16号
債務者　大場　久子
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１７９号
山口県光市大字三輪2061番地５、前住所山口県光市大字三輪462番地２
債務者　松田　敏夫
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１８２号
山口県周南市古市１丁目６番52号、前住所広島県広島市西区中広町３丁目９番17号１Ｆ
債務者　國本　大介
１　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１６５号
秋田県横手市前郷一番町９番11号
債務者　遠藤　彰子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５６５号
岡山県玉野市槌ケ原2072番地11
債務者　西原　準也
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９２号
岡山市南区福島４丁目15番46号
債務者　野間　　亙
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９３号
岡山県玉野市玉２丁目29番８号
債務者　西部　雅惠
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５９６号
岡山県玉野市田井３丁目14番５号
債務者　齊藤　智子
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０９号
岡山市北区芳賀5113番地33、申立時の住所岡山市北区今４丁目４番18―７号
債務者　古田　泰憲
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１０号
岡山市北区芳賀5113番地33、申立時の住所岡山市北区今４丁目４番18―７号
債務者　古田　早苗
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１５号
岡山県倉敷市児島味野城１丁目２番７号
債務者　三浦　健作
１　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部